

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020） <p>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項 (省略)</p> <p>2. 関税修正申告書の記載要領 「<u>申告番号</u>」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「<u>申告者</u>」欄の「<u>住所</u>」及び「<u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u>」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び<u>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</u>を記載する。 (省略) 「<u>通関士記名</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」と記名する（ゴム印でもよい。）。</p>	関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020） <p>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項 (同左)</p> <p>2. 関税修正申告書の記載要領 「<u>申告番号</u>」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「<u>申告者</u>」欄の「<u>住所</u>」及び「<u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u>」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び<u>氏名又は名称</u>を記載する。 (同左) 「<u>通関士記名・押印</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」の記名（ゴム印でもよい。）のほか、税関に登録済の印鑑を押なつす。</p>
関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030） <p>1. 関税更正請求書記載事項の共通事項 (省略)</p> <p>2. 関税更正請求書の記載要領 「<u>請求番号</u>」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「<u>請求者</u>」の「<u>住所</u>」及び「<u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u>」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び<u>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</u>を記載する。 (省略) 「<u>通関士記名</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」と記名する（ゴム印でもよい。）。</p>	関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030） <p>1. 関税更正請求書記載事項の共通事項 (同左)</p> <p>2. 関税更正請求書の記載要領 「<u>請求番号</u>」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「<u>請求者</u>」の「<u>住所</u>」及び「<u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u>」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び<u>氏名又は名称</u>を記載する。 (同左) 「<u>通関士記名・押印</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」の記名（ゴム印でよい。）のほか、税関に登録済の印鑑を押なつす。</p>
展示等申告書（運送申告書）（C-3340） <p><一般的な事項> (省略)</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上部の○印内に A（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及び E（発送地税関用）の区分による A から E までの記号を記載する。</p> <p>「<u>使用区分</u>」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達 62 の 2</p>	展示等申告書（運送申告書）（C-3340） <p><一般的な事項> (同左)</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上部の○印内に A（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及び E（発送地税関用）の区分による A から E までの記号を記載する。</p> <p>「<u>使用区分</u>」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達 62 の 2</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>– 9 (保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの) に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>「原産地」欄には、関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項に規定する原産地を記載する。</p> <p>「輸送方法」欄は、該当する番号を () で囲む。</p> <p>「蔵置場所（展示地区）番号」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。</p> <p>「受理番号」欄には、申告の一連番号を記載する。(展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。)</p> <p>「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。</p> <p>「<u>通関士氏名</u>」欄には、審査をした通関士の氏名を記載する。</p>	<p>– 9 (保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの) に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>「原産地」欄には、関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項に規定する原産地を記載する。</p> <p>「輸送方法」欄は、該当する番号を () で囲む。</p> <p>「蔵置場所（展示地区）番号」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。</p> <p>「受理番号」欄には、申告の一連番号を記載する。(展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。)</p> <p>「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。</p> <p>「<u>通関士氏名印</u>」欄には、審査をした通関士の氏名を記載し、押印する。</p>
<申告書中段の記載要領>	<申告書中段の記載要領>
(省略)	(同左)
<申告書下段の記載要領>	<申告書下段の記載要領>
(省略)	(同左)
<展示等申告書（運送申告書）の事後整理>	<展示等申告書（運送申告書）の事後整理>
(省略)	(同左)
展示等承認貨物積戻し申告書 (C-3410)	展示等承認貨物積戻し申告書 (C-3410)
<一般的事項>	<一般的事項>
(省略)	(同左)
<申告書上段の記載要領>	<申告書上段の記載要領>
(省略)	(同左)
「 <u>通関士氏名</u> 」欄には、申告書の作成、審査を行った通関士が記名（又はゴム印）する。	「 <u>通関士氏名印</u> 」欄には、申告書の作成、審査を行った通関士が記名（又はゴム印）押印する。

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
＜申告書中段の記載要領＞ (省略)	＜申告書中段の記載要領＞ (同左)
＜申告書下段の記載要領＞ (省略)	＜申告書下段の記載要領＞ (同左)
輸出申告書 (C-5010)	輸出申告書 (C-5010)
＜記入上的一般的事項＞ (省略)	＜記入上的一般的事項＞ (同左)
＜申告書上段の記載要領＞ (省略)	＜申告書上段の記載要領＞ (同左)
＜申告書中段の記載要領＞ (省略)	＜申告書中段の記載要領＞ (同左)
＜申告書下段の記載要領＞ (省略)	＜申告書下段の記載要領＞ (同左)
その他の欄の記載方法 (1) (省略) (2) 「 <u>通関士記名</u> 」の欄は、当該輸出申告書について審査を行った通関士名を「通関士〇〇〇〇」と記載（又はゴム印）する。	その他の欄の記載方法 (1) (同左) (2) 「 <u>通関士記名押印</u> 」の欄は、当該輸出申告書について審査を行った通關士名を「通關士〇〇〇〇」と記載（又はゴム印）し、同人の印鑑を押なつする。
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)
I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (省略)	I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (同左)
II 輸入（納税）申告書の記載要領 (省略)	II 輸入（納税）申告書の記載要領 (同左)
＜申告書下段の記載要領＞ (省略)	＜申告書下段の記載要領＞ (同左)
「 <u>通關士記名</u> 」欄には、「通關士〇〇〇〇」と記名する（ゴム印でもよい。）。	「 <u>通關士記名押印</u> 」欄には、「通關士〇〇〇〇」の記名（ゴム印でもよい。）し、印鑑を押なつする。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>III その他輸入申告書等の記載要領等 (省略)</p> <p>関税賦課決定請求書 (P-8100)</p> <p>1. 関税賦課決定請求書記載事項の共通事項 (省略)</p> <p>2. 関税賦課決定請求書の記載要領 (省略)</p> <p>「<u>通関士記名</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」と記名をする（ゴム印でもよい。）。</p>	<p>III その他輸入申告書等の記載要領等 (同左)</p> <p>関税賦課決定請求書 (P-8100)</p> <p>1. 関税賦課決定請求書記載事項の共通事項 (同左)</p> <p>2. 関税賦課決定請求書の記載要領 (同左)</p> <p>「<u>通関士記名・押印</u>」欄には、「<u>通関士〇〇〇〇</u>」の記名（ゴム印でもよい。）し、印鑑を押印する</p>